

itSMF Japan
ウェブサイト広告掲載規約
(1.0 版)

2012 年 4 月 1 日

特定非営利活動法人 *itSMF Japan*

改版履歴

版数	年月日	改版内容
1.0	2012/4/1	初版

itSMF Japan ウェブサイト広告掲載規約

第 1 条 (目的)

本規約は、itSMF Japan が運営管理するウェブサイト (<http://www.itsmf-japan.org/>) における広告の掲載に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 (定義)

本規約において、次の用語の意義は、それぞれに定める。

- (1) 「itSMF Japan ウェブサイト」...itSMF Japan が運営管理するウェブサイト (<http://www.itsmf-japan.org/>)。
- (2) 「広告主」...itSMF Japan ウェブサイト上に広告を掲載する主体となる者。
- (3) 「リンク先」...広告内容に記載してある URL あるいはアイコンをクリックすることで接続するウェブサイト。
- (4) 「コンピュータシステム」...itSMF Japan ウェブサイトを動作させるために必要となるハードウェア、ソフトウェア及びネットワーク。

第 3 条 (適用範囲)

- (1) 本規約は、itSMF Japan ウェブサイトにおける広告の掲載に関して、itSMF Japan と広告主との関係に適用する。
- (2) 本規約は、本規約に定める手続きに従って、広告主が広告の掲載をitSMF Japan に申し込んだ時から、契約が完了するまで適用する。

第 4 条 (広告掲載基準)

itSMF Japan ウェブサイトに掲載する広告は次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) ITIL®又は IT サービスマネジメントの活用・発展に資するものでなければならない。
- (2) 関係諸法規を遵守したものでなくてはならない。
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるものであってはならない。
- (4) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるものであってはならない。
- (5) 内容又は責任の所在が不明確なものであってはならない。
- (6) 虚偽の内容又は事実と異なる内容を含むもの、事実を誤認するおそれがあるものであってはならない。
- (7) 政治性あるいは宗教性があるものであってはならない。
- (8) itSMF Japan ウェブサイトの運用に支障のないものでなければならない。
- (9) itSMF Japan が itSMF Japan ウェブサイトに掲載するのに相応し

いと判断したものでなければならない。

第 5 条 (表示内容・方法)

広告の表示内容・方法に関する共通事項は、次に定めるとおりとする。

- (1) 広告の表示方法は、*itSMF Japan* が別途定める手順に従うものとする。
- (2) 閲覧者の健康に影響を与えるおそれのある動画（急激な点滅や切り替え等）を使用しないこと。
- (3) 当該広告の関係法令及び業種ごとに定められている自主規制による広告表示基準等を遵守すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、次の表示について注意を要すること。
 -) 割引価格
割引価格を表示する場合、対象となる元の価格を明示すること
例：「定価の 30%OFF」等
 -) 比較広告
内容が客観的に実証されていること（根拠となる資料が必要）。
 -) 無料で参加・体験できるもの
別途費用が必要な場合、その旨を明示すること。
例：「昼食代は自己負担」、「入会金が別途必要」等
 -) 肖像権及び著作権
広告主は無断使用がないことを確認すること。

第 6 条 (リンク先基準)

- (1) リンク先として不適当と判断した場合、広告掲載を拒否する場合がある。
- (2) 不適当という判断は、*itSMF Japan* の判断基準によるものとし、*itSMF Japan* はその理由を開示する義務を負わないものとする。例として、次の a) から m) までのいずれかに該当する内容を含むウェブサイトは、リンク先として不適切と判断し広告を掲載することはできない。
 - a) アダルト関連の内容、およびリンクを含むウェブサイト
 - b) 掲示板・チャットを主体とするウェブサイト
 - c) 出会い系ウェブサイト
 - d) 家族や友人など、特定者を対象にしたウェブサイト
 - e) 著作権、肖像権を侵害している内容のウェブサイト
 - f) 他人の名誉を傷つける内容のウェブサイト
 - g) 誹謗中傷的な表現の著しいウェブサイト
 - h) 内容が不明のウェブサイト
 - i) 反社会的な内容のウェブサイト
 - j) 違法な活動を支援または助長しているウェブサイト
 - k) 一般公開されていないウェブサイト（*itSMF Japan* が特別に許可した場合を除く）
 - l) マルチ商法、ねずみ講等に関わるウェブサイト

m) その他、*itSMF Japan* が不適当と判断したウェブサイト
(3) *itSMF Japan* は、リンク先のウェブサイトを監視し、前各項のいずれかに該当するウェブサイトであることを発見した場合には、契約期間中であっても、広告主に対して事前通告なく、直ちに広告掲載を停止する場合がある。

第 7 条 (広告掲載契約の成立)

(1) 広告主は、所定の広告掲載申込書を *itSMF Japan* に所定の方法にて提出した場合、本規約に同意の上、*itSMF Japan* に広告の掲載を申し込んだものとする。
(2) 広告掲載契約の成立は、*itSMF Japan* が広告主による広告の掲載申込に対し承諾の意思表示を行い、広告料金の入金確認をもって成立するものとする。なお、広告掲載契約履行上の詳細事項については、必要に応じてその都度 *itSMF Japan* 及び広告主が協議の上決定する。
(3) 契約成立後、広告掲載期間中において契約の解除その他広告主側の理由により、掲載を中止した場合でも掲載料金等の返金はしないものとする。

第 8 条 (契約の有効期間)

広告掲載契約の有効期間は、広告主が申込時に指定した広告掲載開始日又は *itSMF Japan* が広告を掲載した日から、1 年後の月末までとする。

第 9 条 (広告掲載及び掲載期間)

(1) 広告の掲載位置は、*itSMF Japan* ウェブサイト上であり、*itSMF Japan* が定めるものとする。
(2) 広告の掲載期間は、広告掲載契約の有効期間中とする。

第 10 条 (広告掲載の中断)

広告掲載開始後に次のいずれかの事由が生じた場合、*itSMF Japan* は広告掲載を中断することができる。
(1) 天災地変その他不可抗力によりコンピュータシステムが故障し、または機能不能となった場合。
(2) コンピュータシステムの定期または緊急の保守・点検を行う場合
(3) 第三者によるハッキングやクラッキング、不正アクセス等、*itSMF Japan* の責に帰すことのできない事由によりコンピュータシステムに障害が生じた場合。
(4) その他 *itSMF Japan* がコンピュータシステムの一時的な中断が必要と判断した場合。

第 11 条 (広告の入稿)

(1) 広告主が広告の広告原稿を提出する場合には、*itSMF Japan* が指定する日時までに、*itSMF Japan* が別途定める形式・形態で行うものとする。また、広告主が入稿済の広告の変更をする場合も同様とする。

(2) 広告主の故意又は過失によって前項に定める入稿が行われなかった場合、itSMF Japan は広告掲載契約に基づく債務を履行する義務を免れるものとする。

第 12 条 (広告内容の変更)

(1) 広告主は、itSMF Japan が別途定める方法と料金により、契約期間中であれば、広告の内容を変更することができる。

(2) itSMF Japan は広告掲載契約が成立した後も、申込みを受けた広告の内容、形式又はデザイン等が itSMF Japan の定める広告掲載基準に抵触していると判断した場合には、当該申込みに係る広告の内容、形式又はデザイン等の変更を求めることができる。

(3) 広告主が itSMF Japan からの前項に基づく申入れを拒絶した場合、広告掲載開始前までに申込者からの変更承諾が得られない場合又は広告掲載開始前までに itSMF Japan が変更の申入れを行うことができない場合には、itSMF Japan は申込者に対して債務不履行責任、損害賠償責任を負うことなく当該広告掲載契約を解除することができる。

第 13 条 (広告掲載の料金)

広告掲載及び広告内容の変更の料金は、itSMF Japan が別途定めるとおりとする。

第 14 条 (支払方法)

広告主は契約金額を itSMF Japan が指定する期日までに、itSMF Japan の指定する金融機関の口座に振込みにて支払うものとする。

第 15 条 (契約の解除)

(1) 広告主が次の各号のいずれかに該当した場合、itSMF Japan は広告主への催告その他何等の手続きを要することなく本契約を解除することができる。

a) 本規約第 4 条、第 5 条及び第 6 条に反すると itSMF Japan が判断したとき

b) 本規約第 14 条に反し、広告料金の支払いを怠り、itSMF Japan の催告通知にも関わらず速やかにこれを履行しないとき

c) 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行、競売、租税滞納処分、整理、和議、会社更正破産等の手続きが広告主に対して開始されたとき、その他広告主の財政状態が悪化したと itSMF Japan が認めたとき

d) 広告主又は広告主の代理人、代表者若しくは従業員等が法令に違反したことが報道された場合などで広告主から委託を受けた広告掲載を継続することが itSMF Japan 又は itSMF Japan ウェブサイトの利益、信用を阻害する可能性があるとして itSMF Japan が判断したとき

e) 広告主が itSMF Japan 又 itSMF Japan ウェブサイトの信用を大きく傷つけたとき又はその虞があると itSMF Japan が判断したとき

(2) 前項の規定に基づき itSMF Japan が契約を解除した場合、既に itSMF Japan が履行した広告掲載に関する広告主の広告掲載の料金支

払債務について、広告主の期限の利益は直ちに喪失するものとする。
(3) 広告主は、契約に定める広告掲載の料金全額を支払っていつでも当該広告掲載契約を解除することができる。

第 16 条 (契約の更新)

広告掲載契約の有効期間終了の 1 ヶ月前までに、広告主又は *itSMF Japan* から申出がない場合は、契約は 1 年間延長されるものとする。

第 17 条 (不可抗力)

天災地変その他不可抗力に基づいて、*itSMF Japan* がその広告掲載を履行できなかった場合、*itSMF Japan* は当該不履行に基づく一切の責任につき免責されるものとする。

第 18 条 (広告主の責務)

(1) 広告主は、広告内容が第三者の権利を侵害するものではないことを *itSMF Japan* に対して保証するものとする。

(2) 第三者から *itSMF Japan* に対して広告掲載によって損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

第 19 条 (免責事項)

(1) *itSMF Japan* ウェブサイトに掲載された広告内容についての一切の責任は、広告主が負うものとする。

(2) *itSMF Japan* ウェブサイトに掲載された広告よりリンクされている別サイトでの内容に関しては、*itSMF Japan* は一切関知することはなく、別サイトの利用によって生じるトラブル・損失・損害には一切責任を負わないものとする。

第 20 条 (権利譲渡の禁止等)

広告主は、*itSMF Japan* の書面による事前の承諾を得ない限り、本規約及び広告契約から生ずるいかなる権利も第三者に譲渡、貸与その他一切の処分をすることができない。

第 21 条 (機密保持)

itSMF Japan と広告主は、広告契約の履行に関し知り得た相手方の機密事項について、相手方の書面による事前の承諾を得ない限り、一切第三者に開示、漏洩しないものとする。

第 22 条 (協議事項)

本規約又は広告契約に定めのない事項その他本規約又は広告契約に関し生じた疑義については、*itSMF Japan* と広告主との間で誠意をもって協議の上、解決するものとする。

第 23 条 (規約の変更)

itSMF Japan は本規約を何らの予告なしに変更することができる。

第 24 条 (補足)

この規約に定めるほか、必要な事項は別に定める。

この規約は、公告の日から施行する。